

## 看護職員の配置状況について

令和3年4月1日より療養病棟の看護職員の配置状況は以下の通りとなっております。

「療養病棟入院基本料1・地域包括ケア入院管理料2」の施設基準の届出を行っており、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、1日に7人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置と患者様の受け持ち数は次の通りです。

- ・朝8時30分から夕方5時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。  
看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方4時30分から深夜1時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。
- ・深夜0時30分から朝9時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。  
看護補助者1人当たりの受け持ち数は45人以内です。